

入札公告（建設工事）

分任契約担当官

陸上自衛隊丘珠駐屯地

第325会計隊丘珠派遣隊長 高梨暢名

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）を行う。

1 工事概要

- (1) 工事名 1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊丘珠駐屯地
- (3) 工事内容 仕様書のとおり
- (4) 工期 令和6年10月31日（木）
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」又は「機械器具設置工事」、「管工事」、「水道施設工事」で級別の格付けを受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格において「建築一式」に係る等級が「D」以上又は「機械器具設置工事」に係る等級が「C」以上、「管工事」に係る等級が「C」以上、「水道施設工事」に係る等級が「C」以上であること。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、本工事と同様の実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 建築一式又は機械器具設置、管工事、水道施設工事に係る主任技術者となりうる資格を有する者である。
 - イ 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有するものである（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを

除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習終了証を有するものである。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係があるもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (11) 北海道内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が存在すること
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部署

ア 入札に関する事項

〒007-8503 北海道札幌市東区丘珠町161番地

陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊 高梨

TEL (011) 781-8321 内線345

イ 仕様書等に関する事項

陸上自衛隊丘珠駐屯地業務隊管理科 玉寄

TEL (011) 781-8321 内線322

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間 令和6年4月23日（火）～令和6年5月23日（火）午後5時まで

イ 交付要領 本公告に添付

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和6年5月23日（木）午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）する。

ウ 申請書を提出する前に、事前に上記仕様書担当に調整し、必ず工事場所（現地）の確認を行うものとする。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年6月14日（金）午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部署に持参又は郵送等する。

郵便等による場合は「1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事入札書在中」及び「工事費明細内訳書」と明記し、それぞれの封筒を1つに入れ、入札担当者へ電話にて到達の確認を行うこと。

提出期限に遅れた入札書及び工事内訳明細書は、初度の入札には参加できないが、再度の入札

には参加できる。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年6月17日(月)午前10時20分

イ 場所 陸上自衛隊丘珠駐屯地 談話室(厚生センター内)

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金：免除。(但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。)

(3) 契約保証金は免除(但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。)また、契約者は金融機関若しくは保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券を提出すること。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 入札金額、入札者(委任された者も含む)の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

オ 入札書の提出期限に遅れた者による入札

カ 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書(入札及び契約心得参照)

キ 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

ク 入札書の内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合
本公告で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

ケ 事前に工事場所(現地)の確認をしていない者の入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 契約金額が300万円以上の場合、希望により前金払を申請することができる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口

現地確認等を希望する者は、上記3(1)に申し出る。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して、再度入札執行日時を通知して、後日実施する。

(14) 適用する契約条項

ア 契約条項

陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」における建設工事請負契約書の各条項

イ 特約条項

陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」付録第11「談合等の不正行為に関する特約条項」及び付録第12「暴力団排除に関する特約条項」を付す。

(15) 詳細は、入札説明書による。

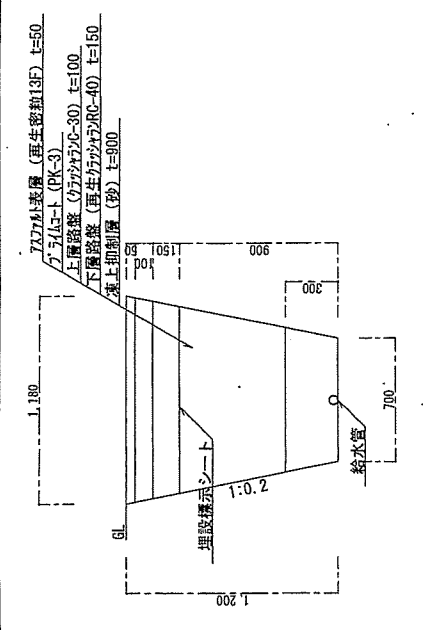
5 公告掲示場所

(1) 掲示場所 丘珠、真駒内、札幌各駐屯地、札幌商工会議所

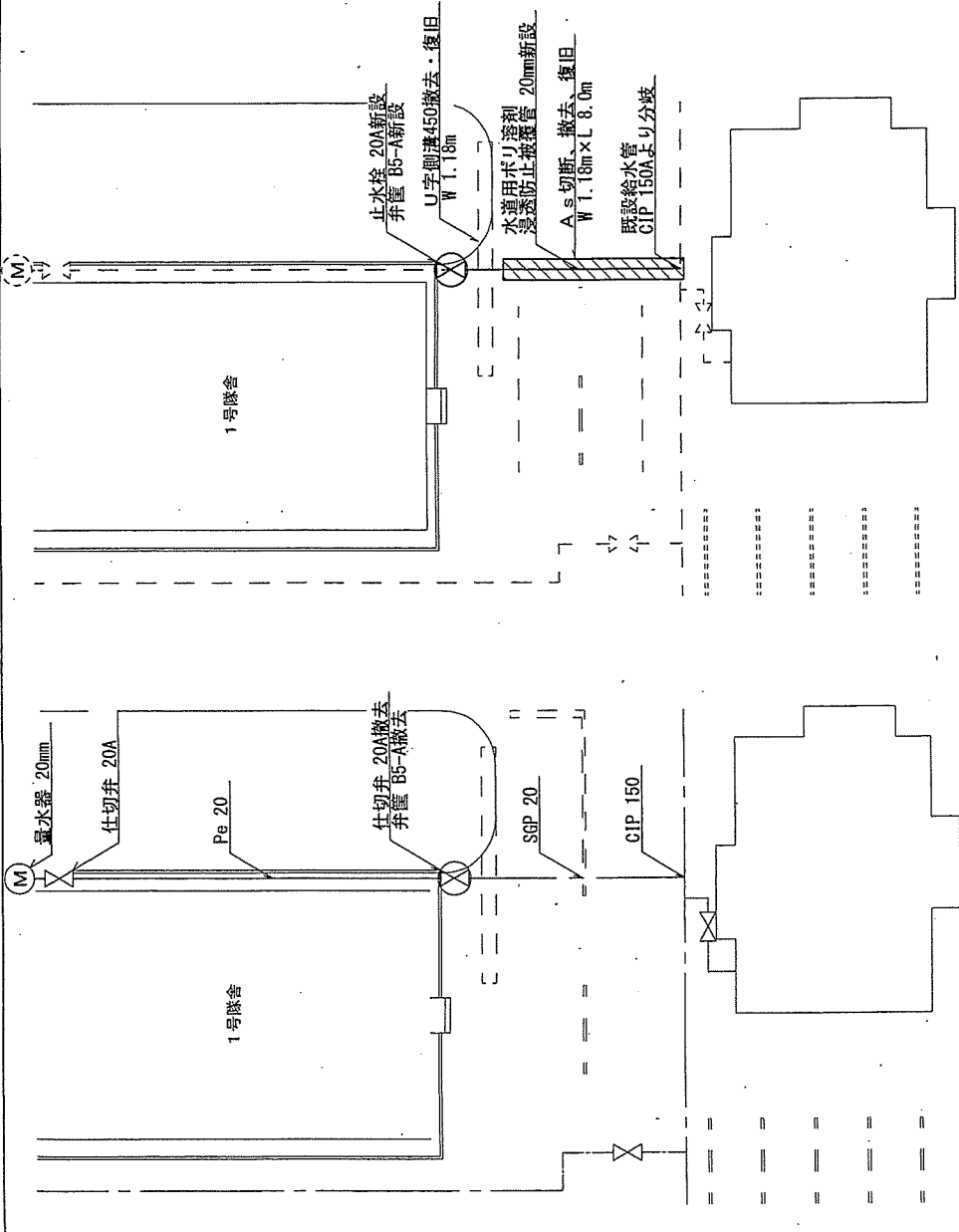
(2) 北部方面会計隊ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>

(3) 掲示期間：令和6年4月23日(火)～令和6年6月17日(月)

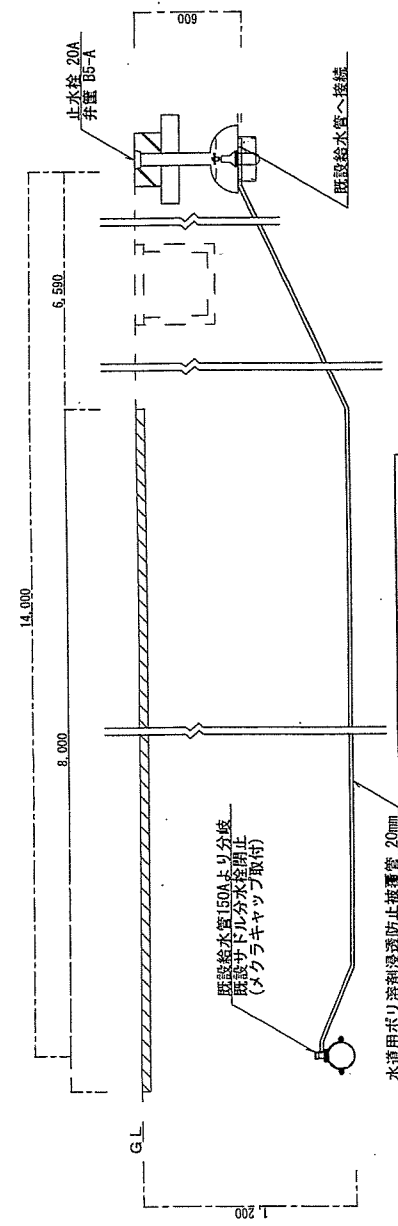


道路部 掘削標準図 S=1/30

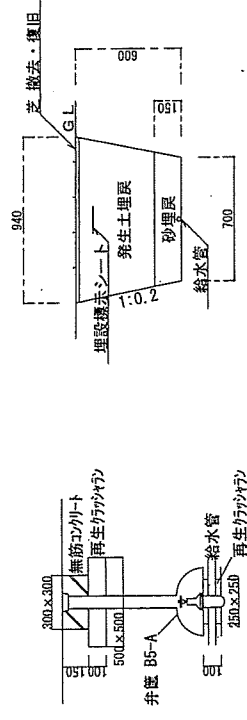


補修給水配管図 S=1/300

既設給水配管図 S=1/300



給水配管詳細図 S=1/30



弁置詳細図 S=1/20

犬走り部 掘削標準図 S=1/30

品名	規格	数量
水道用ポリ澗利浸透防止被覆管	20mm	14.0m
埋設標準シート	20mm	2枚
水道用ポリ澗利	20mm	1式
分上下分水栓	20mm x 20	1個
止水栓	20mm	1個
弁置	B5-A	1個

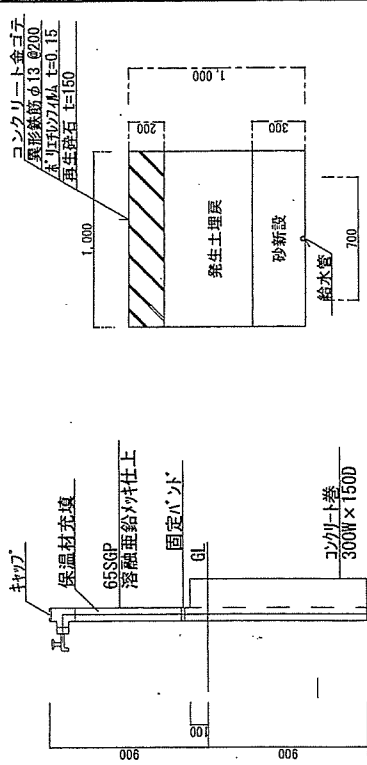
工事関係者以外不許複製・工事了後要返却

工事名	図面番号
1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事	2/7

種別 1号隊舎 給水配管図・掘削標準図・弁置詳細図 縮尺 図示

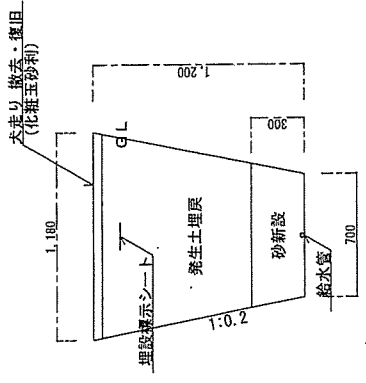
陸上自衛隊丘陵駐屯地業務隊

令和6年4月18日



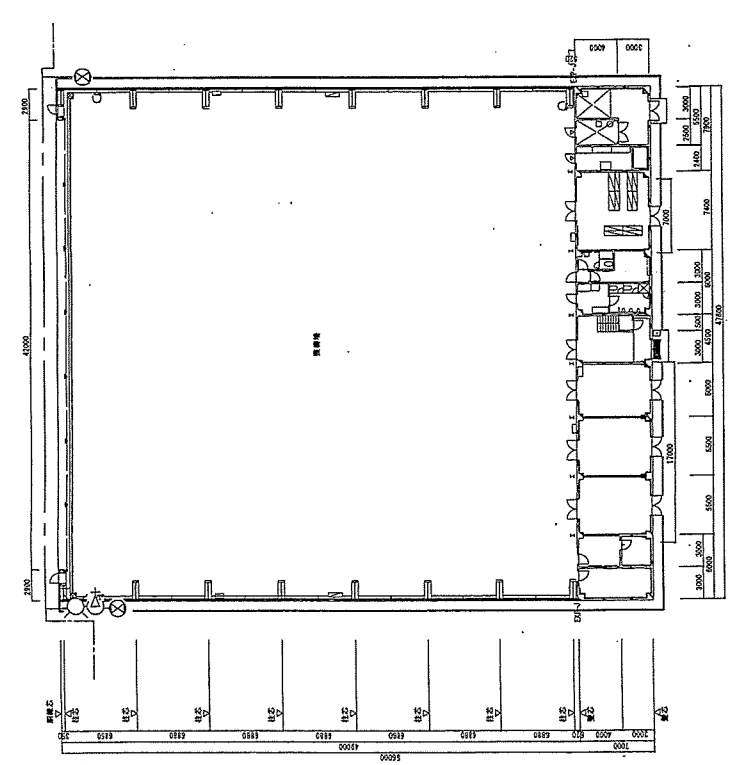
水柱柱詳細図 S=1/30

整備場掘削標準図 S=1/30



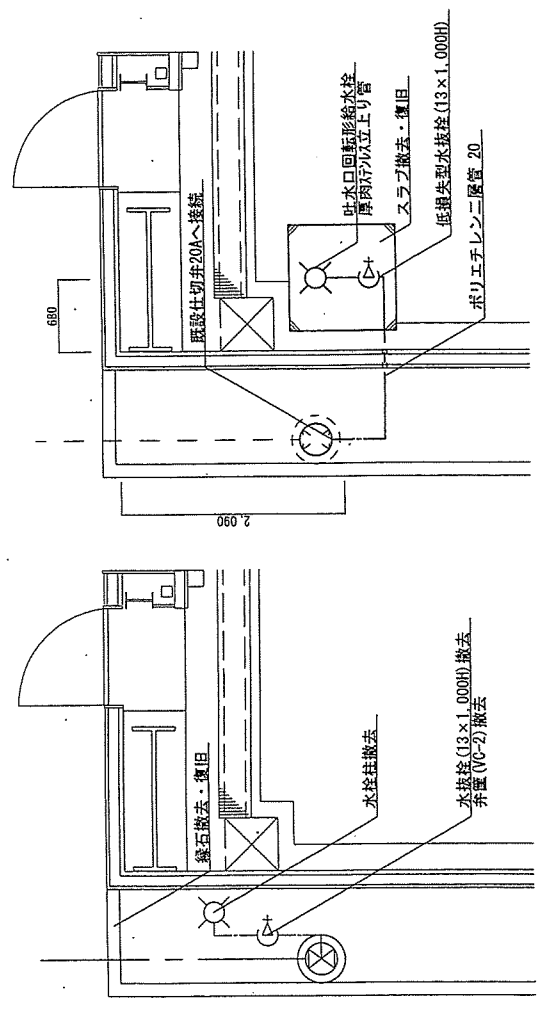
弁篋 (WC-2) 詳細図 S=1/30

犬走り部掘削標準図 S=1/30



給水平面図 S=1/500

断面詳細図 S=1/50

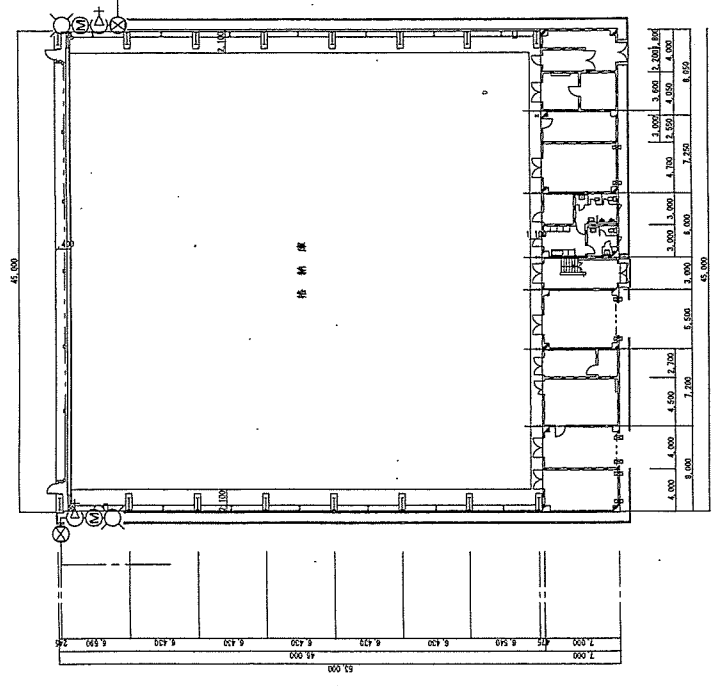


既設給水配管図 S=1/50

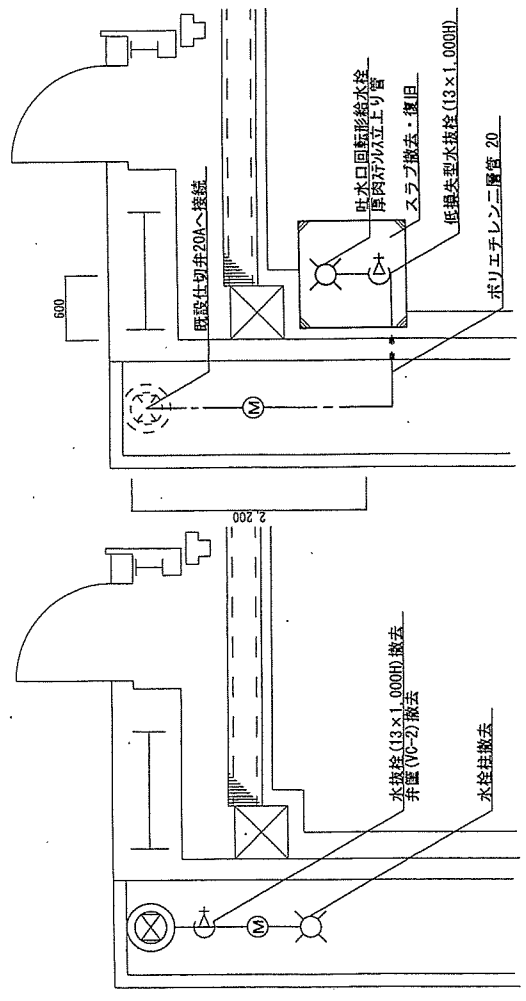
補修給水配管図 S=1/50

品名	規格	数量
低損失型水抜栓	13mm x 1.0m 内管付	1本
厚肉ステンレス立上り管	13mm x 1.4m 内管付	1本
ポリエチレン二層管	PE20	5.0m
同上用継手	20mm	1式
吐水口回転形給水栓	13mm	1個

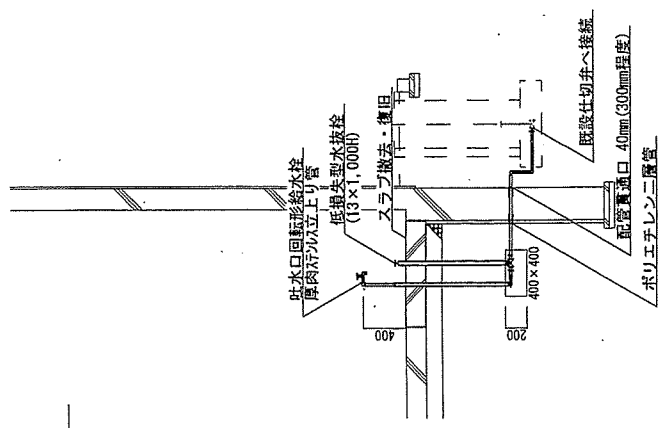
工事関係者以外不許複製・工事完了後要返却	
工事名	1号階倉庫外水栓系統給水管等補修工事
種別	第3格納庫 給水平面図・給水配管図・各種詳細図・掘削標準図
図面番号	3/7
縮尺	図示
陸上自衛隊丘築駐屯地業務隊 令和6年4月18日	



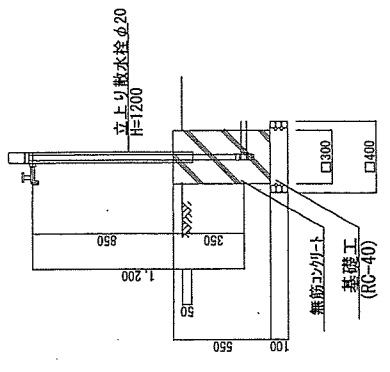
既設給水配管図 S=1/500



補修給水配管図 S=1/50

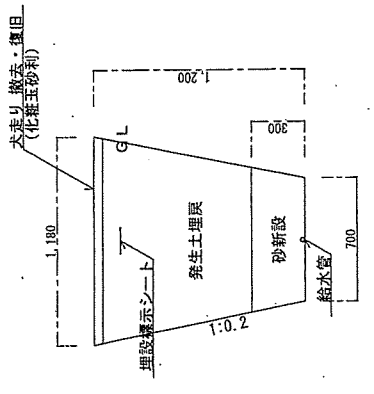


断面詳細図 S=1/50



水抜栓詳細図 S=1/30

格納庫 細削標準図 S=1/30

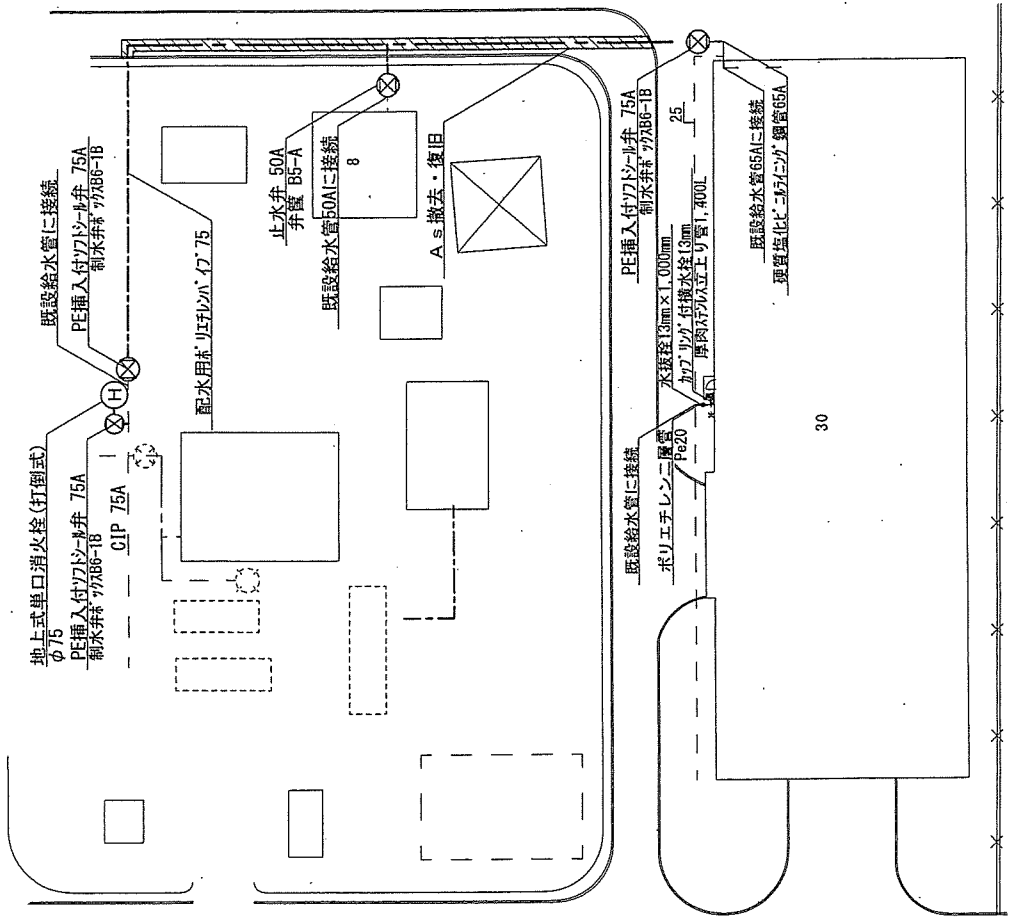
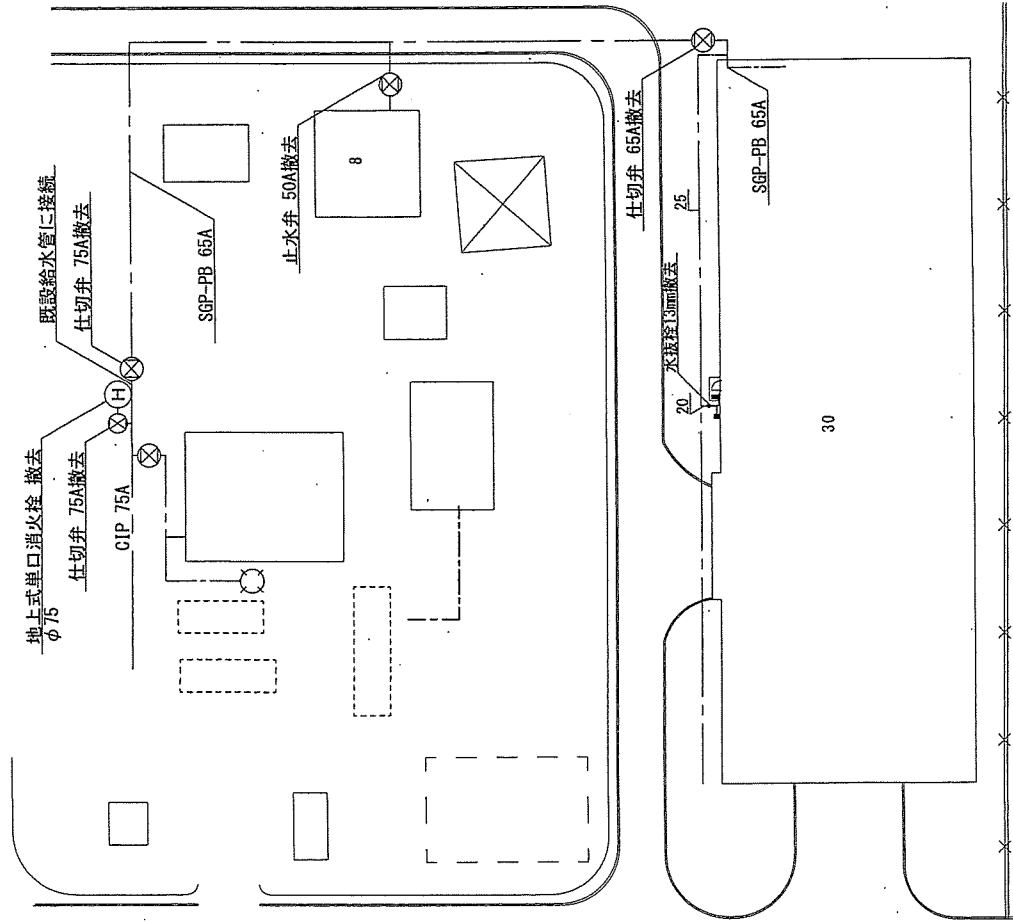


水抜栓標準図 S=1/30

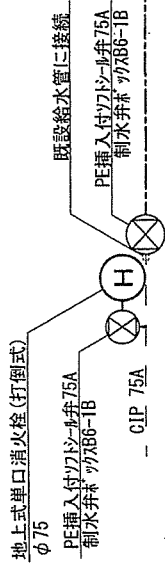
式走り部 掘削標準図 S=1/30

品名	規格	数量
底埋込型水抜栓	13mm×1.0m 外管付	1本
厚肉ポリエチレン立上り管	13mm×1.4m 外管付	1本
ポリエチレン二層管	φ20	S.0m
同上用継手	20mm	1式
吐水口回形給水栓	13mm	1個

工事関係者以外不許複製・工事が完了後要返却	
工事名	1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事
種別	第4格納庫 給水配管図・各種詳細図・掘削標準図
図面番号	4/7
縮尺	図示
陸上自衛隊丘駐屯地業務隊 令和6年4月8日	



工事関係者以外不許複製・工事完了後要返却	
工事名	1号機舎屋外水栓系統給水管等補修工事
種別	航空部品保管庫 既設給水管図・補修給水管図
図面番号	5/7
縮尺	図示
陸上自衛隊五條駐屯地業務隊 令和6年4月/8日	



品名	規格	数量
配水用ポリエチレンパイプ	75mm x 5m 片片受配管	21本
向上用取替継手	75E上継手	1式
液漏検知防止スリーブ	75mm	21枚
PE挿入付ワットシール弁	75mm	3個
制水弁ボックス	B6-1B	3個
制水弁	50mm	1個
止水栓	B5-A	1式
消火栓	パッキン付	1式
ステンレスボルトナット類	VB-65A	4.0m
埋設塩化ビニルライニング鋼管	65mm	1式
向上用継手	1.3mm x 1.0m 材質付	1個
液漏検知防止スリーブ	1.3mm x 1.4m 材質付	1個
埋設塩化ビニルライニング鋼管	P20	5.0m
向上用継手	2.0	1式
カッターリング付付替水栓	1.3mm	1個
地上式単口消火栓(打倒式)	75A	1個
埋設コンクリートユニット		1個

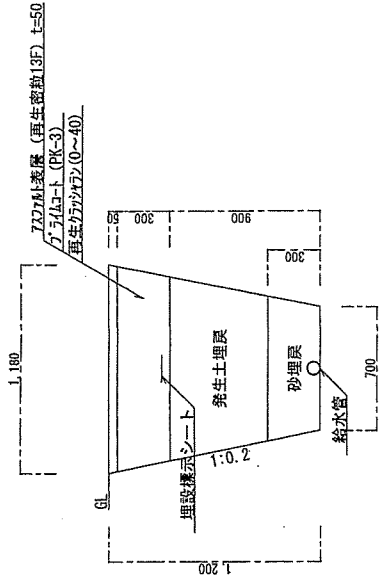
凡例

記号	名称
—	配水用パイプ 75
—	SGP-VB 65
⊗	ワットシール弁 75A
⊕	仕切弁 50A
⊖	消火栓
⊙	埋設継手(再使用)

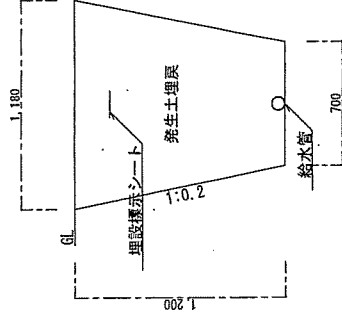


既設給水管65Aに接続
埋設塩化ビニルライニング鋼管65A

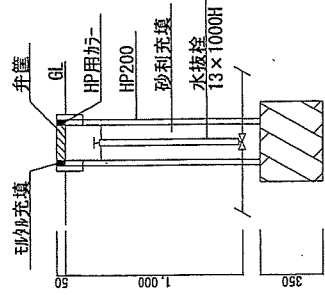
給水平面図 S=1/300



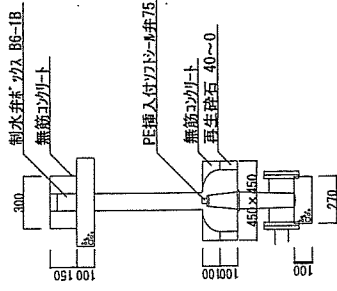
掘削標準図・道路部復旧詳細図 S=1/30



掘削標準図・一般部復旧詳細図 S=1/30



弁篋(W0-2)詳細図 S=1/30



弁篋詳細図 S=1/30

工事関係者以外不許複製・工事完了後要返却

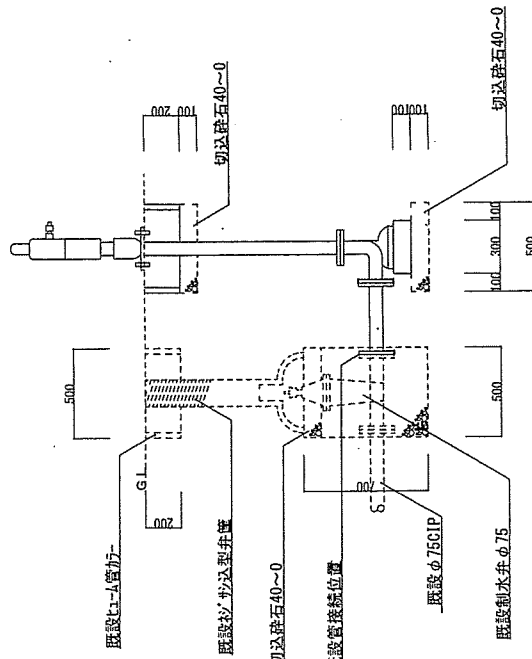
工事名	1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事	図面番号	6/7
種別	航空部品保管庫 給水平面図・掘削標準図・詳細図	縮尺	図示

陸上自衛隊広島駐屯地業務隊

令和6年4月/日

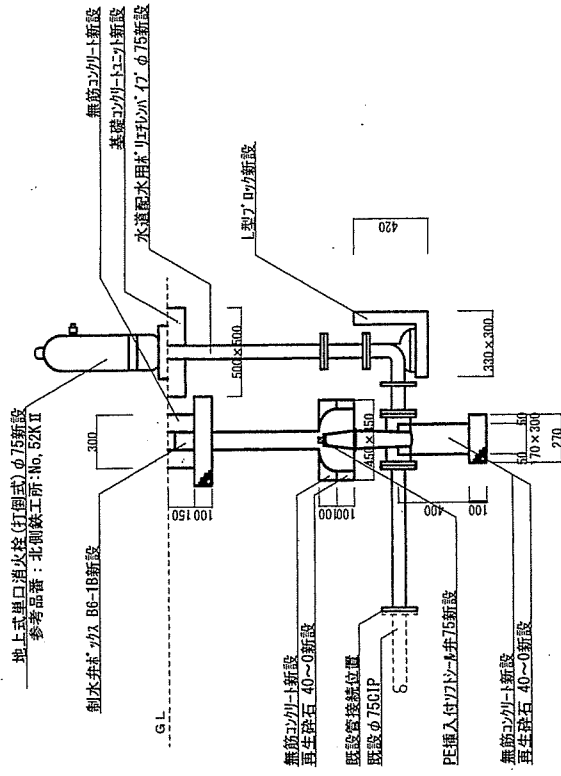
撤去消火栓詳細図 S=1:20

品名	規格	数量	備考
制水弁	75	1個	撤去
ネジサシ込型弁蓋	75	1個	撤去
地上式単口消火栓	75、3SWS型	1個	撤去
ヒューム管カプラー	20mm、ネリ管用金属編手	2個	撤去



新設消火栓詳細図 S=1:20

品名	規格	数量	備考
地上式単口消火栓	打倒式	1個	新設
水道配水用ポリエチレン管	75A	2.0m	新設
水道配水用ポリエチレン管継手	75A	1式	新設
ソフトジョイント	75A	1個	新設
制水弁ボックス	B6-1B	1個	新設
基礎コンクリートユニット		1個	新設
L型プロック		1個	新設
再生砕石	40~0	0.14m ³	新設
無筋コンクリート		0.3m ³	新設



工事関係者以外不計複製・工事完了後要返却

工事名	1号隊倉庫外水栓系統給水管等補修工事	図面番号	7/7
種別	航空部品保管庫 消火栓給水管図・消火栓詳細図	箱尺	図示
陸上自衛隊五峰駐屯地業務隊		令和6年4月18日	

入札説明書

1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和6年4月23日（火）

2 契約担当官等

分任契約担当官陸上自衛隊丘珠駐屯地

第325会計隊丘珠派遣隊長 高梨 暢名

〒007-8503 北海道札幌市東区丘珠町161番地

3 工事概要

(1) 工事名

1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事

(2) 工事場所

陸上自衛隊丘珠駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり

(4) 工期

令和6年10月31日（木）

(5) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式」又は「機械器具設置工事」、「管工事」、「水道施設工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る等級が「D」以上又は「機械器具設置工事」に係る等級が「C」以上、「管工事」に係る等級が「C」以上、「水道施設工事」に係る等級が「C」以上であること。
- (5) 平成20年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、本工事と同様の実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 建築一式又は機械器具設置工事、管工事、水道施設工事に係る主任技術者となりうる資格を有する者である。
 - イ 平成20年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関の発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
 - エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係があるもののすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (11) 北海道内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 担当部署

(1) 入札に関する事項

〒007-8503

北海道札幌市東区丘珠町161番地

陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊 高梨

TEL (011) 781-8321 内線345

FAX (011) 781-0504 直通

(2) 仕様書に関する事項

陸上自衛隊丘珠駐屯地 業務隊管理科営繕班 玉寄

TEL (011) 781-8321 内線322

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間 令和6年4月23日から令和6年5月23日まで（行政機関の休日を除く）の午前9時から午後5時まで。

（正午から午後1時までの間を除く）

イ 提出方法 持参又は郵送等で提出すること。

ウ 提出場所 5に同じ。

エ 申請書を提出する前に、事前に上記仕様書担当に連絡し、事前に工事場所（現地）の確認を行うものとする。

- (2) 申請書は、別紙第1により作成すること。

- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成20年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第2）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を、別紙第2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和6年6月3日(月)までに通知する。
- (5) その他
 - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和6年6月6日 午後5時
 - イ 提出場所 上記5に同じ。
 - ウ 提出方法 書面（様式は自由）を持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、令和6年6月11日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。
- ア 提出期間 令和6年4月23日から令和6年5月23日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、持参する場合は正午から午後1時までの間を除く。
 - イ 提出場所 上記5に同じ。
 - ウ 提出方法 書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。
- ア 期間 令和6年4月23日から令和6年5月23日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。
 - イ 場所 上記5に同じ。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。
- (2) 入札書の提出期限、提出場所等
- ア 提出期限 令和6年6月14日（金）午後5時
 - イ 提出場所 上記5に同じ。
 - ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除。（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）また、契約者は金融機関若しくは保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券を提出すること。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要、規格・寸法、数量を記載したものとする。
 - イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
 - ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期間 上記9(2)アに同じ。
 - イ 提出方法 上記9(2)ウを参照。
 - ウ 提出場所 上記5に同じ。
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 工事費内訳明細書の確認の結果、別紙第5の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和6年6月17日(月)午前10時20分

イ 開札場所 陸上自衛隊丘珠駐屯地 談話室(厚生センター内)

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時に上記4に掲げる資格のない者のした入札

オ 事前に工事場所(現地)の確認をしていない者の入札

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この際、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4（7）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

16 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、契約の相手方が第325会計隊丘珠派遣隊で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4（7）に定める要件と同一の要件（4（7）イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

17 前金払

契約金額が300万円以上の契約について、前金払を希望する場合は「前金払申請書」を契約担当官へ提出するものとする。

18 契約書作成の要否等

別紙第6「契約書案」により、契約書を作成するものとする。

19 火災保険付保の要否

20 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日を除く。）に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口
現地確認等を希望する者は上記5へ申し出る。

22 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。))
- (4) 落札者は別紙第1の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

競争参加資格確認申請書作成要領

1 号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を満足するものをいいます。
建築一式又は機械器具設置工事、管工事、水道施設工事
- (2) 記載する工事は、平成15年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

- (3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書

面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (4)「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5)「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (6)「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (7)「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (8)「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9)「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。）第 8 6 条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2)「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3)「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4)「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成 13 年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施

設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面(様式自由)により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (6)「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7)「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8)「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9)「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10)「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11)「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12)「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13)「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

(1) 提出場所

〒007-8503 北海道札幌市東区丘珠町161

陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊

(2) 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)

するものとし、電送によるものは受け付けません。

(3) 提出期間

令和6年4月23日から同年5月23日午前8時15分から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和6年6月3日までに書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1) の説明を求める場合には、令和6年6月6日午後5時までに持参により提出して下さい。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

書面の提出先

〒007-8503

北海道札幌市東区丘珠町161

陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊

- (3) 説明を求められたときは、令和6年6月11日までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

陸上自衛隊丘珠駐屯地 第325会計隊丘珠派遣隊 担当 高梨

TEL 011-781-8321 (内線345)

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊丘珠駐屯地
第325会計隊丘珠派遣隊長
高梨 暢名 殿

住 所
商号 又は 名称
代表者 氏名 印

令和6年4月23日付で入札公告のありました1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6(3)エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書6(3)ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の写しの提出を求める場合のみ)

以 上

注1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注2) 4項は提出者のみ記載してください。

同種の工事の施工実績

会社名 _____

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工期	年 月～ 年 月
	受注形態	単体/JV (出資比率)
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
CORINS 登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名

項 目		主任技術者又は管理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合 の対応処置	
	CORINS 登録の有無	有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名：

会社名： _____

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

工事費内訳明細書の無効に該当する事項

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

契約番号	
------	--

収	入
印	紙

建設工事請負契約書 (案)

1 工事名

1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事 一式

2 工事場所

陸上自衛隊丘珠駐屯地

3 工期

令和6年 6月 ○日 から
令和6年10月31日 まで

4 請負代金額 ¥○, 〇〇〇, 〇〇〇-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇, 〇〇〇-)

5 契約保証金 免除

6 特約条項

陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」(陸幕会第1168号(30.12.14))付録第11「談合等の不正行為に関する特約条項」、付録第12「暴力団排除に関する特約条項」を付す。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、陸上自衛隊「建設工事に係る標準契約書」(陸幕会第901号(28.8.25)別冊第2)の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体の場合には、受注者は、共同企業体協定書によりこの契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約書の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

分任契約担当官
発注者 陸上自衛隊丘珠駐屯地
第325会計隊丘珠派遣隊長 高梨 暢名

受注者

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領 整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 通信工事

「防衛施設設備積算要領 整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領 整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以 上

数 量 書

1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事

	項 目	規 格	数量	単位
1	改修工事			
	1号隊舎			
(1)	水道用ポリ溶剤浸透防止被覆管		14.00	m
(2)	溶剤浸透防止スリーブ		2.00	台
(3)	冷間継手		1.00	式
(4)	サドル分水栓		1.00	個
(5)	甲止水栓		1.00	個
(6)	弁筐		1.00	個
(7)	埋設表示テープ		14.59	m
(8)	砂		7.06	m ³
(9)	再生クラッシュラン		1.34	m ³
(10)	クラッシュラン		0.91	m ³
(11)	無筋コンクリート		0.10	m ³
(12)	仕切弁撤去		1.00	個
(13)	弁筐撤去		1.00	個
(14)	既設サドル分水栓閉止		1.00	式
(15)	カッター入れ		17.18	m
(16)	アスファルト舗装撤去・復旧費		9.44	m ²
(17)	根切り (人力)		2.55	m ³
(18)	根切り (機械)		9.25	m ³
(19)	埋戻 (人力)		2.55	m ³
(20)	埋戻 (機械)		9.25	m ³
(21)	U字側溝撤去・復旧		1.18	m
(22)	運搬機械運転		1.00	日
(23)	発生土処分		1.00	式
(24)	産業廃棄物処理 (アスファルト)		1.11	t
	第3格納庫・第4格納庫			
(1)	低損失型水抜栓		2.00	本
(2)	厚肉ステンレス立上り管		2.00	本
(3)	ポリエチレン二層管		10.00	m
(4)	同上用継手		2.00	式
(5)	吐水口回転形給水栓		2.00	個
(6)	配管貫通口		2.00	箇所
(7)	床スラブはつり		2.00	箇所
(8)	砂		1.58	m ³
(9)	再生砕石		0.10	m ³
(10)	床スラブ復旧		2.00	箇所
(11)	水栓柱撤去		2.00	本
(12)	水抜栓撤去		2.00	本
(13)	弁筐撤去		2.00	個
(14)	根切り (人力)		6.44	m ³

数 量 書

1号隊舎屋外水栓系統給水管等補修工事

	項 目	規 格	数量	単位
(15)	埋戻 (人力)		4.80	m ³
(16)	発生土処分		1.00	式
(17)	縁石撤去・復旧		2.00	式
	航空部品保管庫			
(1)	排水用ポリエチレンパイプ		21.00	本
(2)	同上用融着継手		1.00	式
(3)	溶剤浸透防止スリーブ		21.00	枚
(4)	PE封入付ソフトシール弁		3.00	個
(5)	制水弁ボックス		3.00	個
(6)	甲止水栓		1.00	個
(7)	弁筐		1.00	個
(8)	ステンレスボルトナット類		1.00	式
(9)	水道用硬質ビニルライニング鋼管		4.00	m
(10)	低損失型水抜栓		1.00	本
(11)	厚肉ステンレス立上り管		1.00	本
(12)	ポリエチレン二層管		5.00	m
(13)	同上用継手		1.00	式
(14)	カップリング付横水栓		1.00	個
(15)	埋設表示テープ		100.00	m
(16)	地上式単口消火栓 (打倒式)		1.00	式
(17)	L型ブロック		1.00	個
(18)	基礎コンクリートユニット		1.00	個
(19)	砂		11.29	m ³
(20)	再生クラッシュラン		16.59	m ³
(21)	無筋コンクリート		0.30	m ³
(22)	仕切弁撤去		2.00	個
(23)	仕切弁撤去		1.00	個
(24)	仕切弁撤去		1.00	個
(25)	弁筐撤去		4.00	個
(26)	地上式単口消火栓撤去		1.00	式
(27)	水抜栓撤去		1.00	本
(28)	カッター入れ		100.18	m
(29)	アスファルト舗装		58.41	m ²
(30)	根切り (人力)		29.33	m ³
(31)	根切り (機械)		85.30	m ³
(32)	埋戻 (人力)		29.33	m ³
(33)	埋戻 (機械)		85.30	m ³
(34)	運搬機械運転		2.00	日
(35)	舗装盤撤去・運搬処理		6.86	t
(36)	発生土処分		28.18	m ³
	以下余白			